

## 第86回作業環境測定士試験の実施

○第86回作業環境測定士試験の実施（令和2年10月5日）（厚生労働省）

作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）第18条の規定に基づき、第86回作業環境測定士試験の日時、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のとおり公告する。

- 1 試験の種類及び日時  
第二種作業環境測定士試験  
令和3年2月16日（火）午前10時から
- 2 試験地  
北海道、宮城県、千葉県、愛知県、兵庫県、広島県及び福岡県
- 3 受験資格
  - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む、以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。以下同じ。）において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を修了した責を含む。）で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
  - (2) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
  - (3) 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程以外の課程を修めて卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
  - (4) 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校において理科系統の正規の学科以外の学科を修めて卒業した者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
  - (5) 機構により学士の学位を授与された者（理科系統の正規の課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
  - (6) 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に定める応用課程の高度職業訓練のうち同令別表第7に定めるところにより行われるもの（当該訓練において履修すべき専攻学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
  - (7) 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める専門課程又は同令第36条の第2第2項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第6に定めるところにより行われるもの（職業能力開発促進法施行規則鵜の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号。（9）において「平成5年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開規則」という。）別表第3の2に定めるところにより行われる専門課程の養成訓練並びに職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和60年労働省令第23号）による改正前の職業訓練法施行規則（以下「昭和60年改正前の職業訓練法施行規則」という。）別表第1の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（昭和44年法律第64号。以下「旧職業訓練法」という。）第9条第1項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
  - (8) 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める普通課程の普通職業訓練のうち同令別表第2に定めるところにより行われるもの（旧能開規則別表第3に定めるところにより行われる普通課程の養成訓練並びに昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第1の普通訓練課程及び旧職業訓練法第9条第1項の高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
  - (9) 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。（11）において「昭和53年改正省令」という。）附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程及び旧職業訓練法第9条第1項の専修訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、

その後4年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

- (10) 職業能力開発促進法施行規則別表第1の3の3に掲げる検定職種のうち、一級、二級又は単一等級の技能検定(当該技能検定において必要とされる知識が主として理学又は工学に関する知識であるものに限る。)に合格した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
  - (11) 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める専門課程の高度職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第6の訓練科の欄に定める化学システム系環境化学科の訓練(旧能開規則第9条に定める専門課程、昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第1の専門訓練課程及び旧職業訓練法第9条第1項の特別高等訓練課程の養成訓練のうち旧能開規則別表第3の2、昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第3の2及び昭和53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則別表第3の2(職掌訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和51年労働省令第7号)附則第2条の規定による廃止前の特別高等訓練課程の養成訓練に関する基準等を定める省令(昭和50年労働省令第17号)別表を含む。)の訓練科の欄に掲げる環境化学科の訓練を含む。)を修了し、かつ、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第21条第1項(開法第26条の2において準用する場合を含む。)に規定する技能照査(職業訓練法の一部を改正する法律(昭和60年法律第56号)による改正前の職業訓練法第12条第1項に規定する技能照査を含む。)に合格した者
  - (12) 職業能力開発促進法第28条第1項の規定により職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる化学分析科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者
  - (13) 職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級又は二級の技能検定に合格した者
  - (14) 8年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者
  - (15) 計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号)第50条第1号に規定する環境計量士(濃度関係)の登録を受けた者(学校教育法による大学若しくは高等専門学校を卒業し(機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は専門職大学前期課程を修了した者である場合を含む。)、又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業し(学校教育法施行規則第150条に規定する者である場合又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者である場合を含む。)、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う労働衛生一般及び労働衛生関係法令に関する講習を修了した者を除く。)
  - (16) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項に規定する第二次試験に合格した者又は同法第32条第1項の規定により登録を受けた技術士(化学部門、金属部門若しくは応用理学部門に係る登録を受けた者又は衛生工学部門に係る登録を受けた者で空気環境の測定の実務に3年以上従事した経験を有するものに限る。)
  - (17) 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第2条に規定する臨床検査技師又は臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第39号)附則第3条第1項に規定する者
  - (18) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)第8条に規定する公害防止管理者試験(騒音発生施設又は振動発生施設について選任すべき公害防止管理者に係るものを除く。)又は公害防止主任管理者試験に合格した者
  - (19) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第72条第1項の規定により第一種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、それぞれ5年以上又は3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う労働衛生一般及び労働衛生関係法令に関する講習を修了したものであるもの
  - (20) 労働安全衛生法第81条第2項に規定する労働衛生コンサルタント
  - (21) 労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
  - (22) 労働基準監督官又は労働基準監督官であった者
  - (23) 作業環境測定法施行規則第16条第1号から第4号までに掲げる科目の試験を受け、一部の科目について合格点を得た者(当該合格点を得た科目の試験の行われた月の翌月の初めから起算して2年以内に実施される試験を受ける者に限る。)
  - (24) その他(16)(技術士法第4条第1項に規定する第二次試験に合格した者に限る。)、(21)又は(22)に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者
- 4 受験申請書の提出期間 令和2年11月2日(月)から令和2年12月2日(水)まで  
なお、郵便による受験申請書の提出は、令和2年12月2日(水)までの消印のあるものを有効とする。
- 5 合格者の発表 令和3年3月22日(月)

- 
- 6 試験の実施に関する事務を行う者 この試験の実施に関する事務は、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第20条第1項の規定により指定した公益財団法人安全衛生技術試験協会に行わせるものとする。
- 7 受験申請書の提出先 公益財団法人安全衛生技術試験協会（〒101-0065 東京都千代田区西神田3丁目8番1号 千代田ファーストビル東館9階 電話03-5275-1088）
- 8 受験申請書用紙の交付 次の場所において交付する。
- (1) 公益財団法人安全衛生技術試験協会の本部  
及び各安全衛生技術センター
  - (2) 各都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）
  - (3) 中央労働災害防止協会の各地区安全衛生  
サービスセンター
  - (4) 公益社団法人日本作業環境測定協会の本部
-